

国务院法制弁公室「中華人民共和國專利法修正草案（送審稿）」意見

一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会

条項番号	修正提案	修正理由
第 16 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>職務発明創造が専利権を付与された後、所属機関は、その発明者又は考案者に奨励を与えなければならない。発明創造専利が実施された後、所属機関は、その普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p>所属機関と発明者又は考案者は、本法の第六条第四項の定めに基づき、発明創造について専利出願の権利が所属機関に属すると取り決めた場合、所属機関は、前項の定めに基づき、発明者又は考案者に奨励と報酬を与えなければならない。</p> <p><u>本条 1 項及び 2 項について、所属機関は合理的な報酬を与える基準を、法に基づいて規則制度を制定し、または発明者又は考案者と約定することができる。</u></p>	<p>「市場ニーズをもって導く専利技術の転化メカニズムを健全化し、より改善し、イノベーションを起こし、専利の実施と活用を推進する」ためには、職務発明創造の場合も、「所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造」の場合も、報酬の基準は所属機関の自治に委ねるべきである。</p> <p>また、本条の「経済効果に応じて」とは、売上や利益の程度に応じると理解することもできる。そうすると、製品が如何に市場で売れるかは、当該製品に内在する職務発明創造以外の要因（品質、価格、販売チャネル等）の影響を強く受けるので、職務発明創造がもたらした経済効果を所属機関が正確に算定することは困難であり、その負担が大きい上、当該算定の適切性を争点とした（報酬額を争点とした）訴訟リスクを所属機関が負うことになる。1 製品に複数の職務発明創造が内在する場合は、更にこの傾向が強くなる。</p> <p>当該算定負担および訴訟リスクは、中国国内の所属機関の運営を阻害することに繋がり得る。また、所属機関が前記の負担を免れるために、発明奨励を積極的に行わないことに繋がる可能性もある。</p> <p>よって、報酬は合理的であれば経済効果に応じる必要がなく、合理的であれば所属機関が制定し、または発明者又は考案者と約定することができるようにするべきである。</p>
第 41 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>国务院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願者は国务院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に、専利復審委員会に不服審判を請求することができる。</p> <p>専利復審委員会は、不服審判請求に対して審査を行い、必要に応じて専利出願が本法の関連</p>	<p>専利復審委員会が、不服審判請求の請求理由以外の事由を職権で審査する場合には、新たな論点となるため、専利復審委員会に対し、専利出願者が意見を申し立てる機会を与えるべきであるため。</p>

	<p>規定のその他の事由に合致するか否かを審査の上で決定を下し、かつ専利出願者に通知することができる。</p> <p><u>専利復審委員会</u>が、<u>専利出願者が申し立てない理由について審査したときは、その審査の結果を専利出願者に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。</u></p> <p>専利出願者は専利復審委員会の不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	
	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>専利復審委員会は、専利権無効審判請求に対して審査を行い、必要に応じて専利権が本法の関連規定のその他の事由に合致するか否かに対する審査を行った上で適時決定を下し、請求者及び専利権者に通知することができる。</p> <p><u>専利復審委員会</u>が、<u>請求者が申し立てない理由について審査したときは、その審査の結果を特許権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。</u></p> <p><u>前記審査において、専利復審委員会は、請求者が申し立てない請求項(請求の趣旨)については、審査することができない。</u></p> <p>専利権無効審判又は専利権維持の決定は、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。</p> <p>専利復審委員会の専利権無効審判又は専利権維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>専利復審委員会が、無効審判請求の請求理由以外の事由を職権で審査する場合には、新たな論点となるため、専利復審委員会に対して専利出願者が意見を申し立てる機会を与えるべきであるため。</p> <p>また、審判請求の処理の迅速化を図るために、修正提案に記載の通り、職権で審査できる範囲を限定していただきたい。</p>
第60条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>専利権者の許諾を受けずにその専利を実施する、即ちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また専利行政部門に処理を求めるともできる。専利行政部門が処理する状況におい</p>	<p>・「集団による権利侵害行為」とは具体的にどのような場合を指すのかを不明確であるため、削除していただきたい。</p>

	<p>ては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知受領日から15日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合、専利行政部門は人民法院に強制執行を申請することができる。</p> <p>集団による権利侵害行為、権利侵害行為の繰り返し等、市場秩序を乱す故意による専利権侵害被疑行為がある場合、専利行政部門は法により取締ることができ、権利侵害者に権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ権利侵害製品、専ら権利侵害製品の製造に用い、又は権利侵害方法に使用される部品、工具、金型、設備等を没収することができる。権利侵害の繰り返し行為に対しては、専利行政部門は過料を科すことができる。違法経営額が5万元以上である場合、違法経営額の1倍以上5倍以下の過料を科すことができる。違法経営額がなく、又は違法経営額が5万元以下である場合、25万元以下の過料を科すことができる。</p>	
<p>第 62 条</p>	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>「関連する製品が専ら専利の実施に用いられる原材料、中間物、部品、設備であると知りながら、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のためにその物品を他の者に提供し専利権侵害行為を行った場合、その権利侵害者と連帯責任を負わなければならない。</p> <p>関連する製品、方法が専利製品又は専利方法に属すると知りながら、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のために他の者を誘導し当該専利権侵害行為を行った場合、その権利侵害者と連帯責任を負わなければならない。」</p>	<p>間接侵害による保護強化のため、以下を提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本条に規定する行為を行った者が、単独で責任を負う（専利権侵害訴訟の被告とすることができる）ようにしていただきたい。 2. 専ら専利の実施に用いられる原材料等であること（いわゆる専用品）の要件を緩和すること、を提案します。 3. 「知りながら」の判断基準・例示を実施細則等で明確化することを提案します。 <p>2. について、専ら専利の実施に用いられる原材料等であること、という客観的要件が厳格に解釈されると、間接侵害が実質的に認められにくくなり、保護強化を目的とする本改正の趣旨に合致しなくなると考えます。そこで、この客観的要件の緩和を提案します。具体的な客観的</p>

		<p>要件の記載については、日本、米国、欧州に関連法規があり、制度の国際調和の観点から各国の客観的要件をご参考いただくことを提案します。</p> <p>3. について 規定明確化により運用を円滑化するため、具体的な判断基準・例示を実施細則等で規定することを提案いたします。</p>
第 64 条	<p>本条を以下の通り変更していただきたい。</p> <p>「専利権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する機関又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。</p> <p>専利権侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、人民法院又は専利行政部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、國務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。原告は、訴訟を提起するにあたって上述の専利権評価報告を提出しなければならない。被告は、双方の当事者のいずれも上述の専利権評価報告を自発的に提出することができる。」</p>	<p>無審査で登録となる意匠権および実用新案権については、SIP0 作成の意見募集稿にあった通り、原告が提訴時に専利権評価報告を提出することを義務付けていただきたい。</p>
第 68 条	<p>(意見のみ)</p>	<p>中国でトロールが発生しないかどうか危惧する。</p> <p>懲罰的損害賠償制度を創設するのであれば、例えば、技術評価書の取得義務規定（日本国実用新案法 29 条の 2）と損害賠償責任の転換の規定（日本国実用新案法 29 条の 3）の追加を検討いただきたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国実用新案は、原則として無審査登録され、かつ、無効審判でも公知技術の組み合わせの主張をしても無効の主張が認められにくい。 ・また中国実用新案権の行使においては、技術評価書の取得義務や損害賠償責任の転換がない ・よって、損害賠償請求額が上がる一方で、「特

		<p>許性のない権利を行使されても容易に無効になりにくく」あるいは「特許性のない権利を無効にするために多額の費用が発生しても損害賠償請求できない」ということからトロールが発生する懸念がある。</p>
<p>第 85 条</p>	<p>(修正案) 「標準に必要な專利」につき「技術的に標準に必須な專利」と変更する</p>	<p>私的自治の下、当事者に委ねる事項であり、専利法で定めるべきではない。</p> <p>非開示の場合に強制的に実施権を許諾したものと見做す制度は、他の国や標準化団体でも、採用された事例は皆無と思われる。制度の国際調和の観点から、このような制度の導入は時期尚早と考える。</p> <p>「標準に必要な專利」が広く解釈されて標準化の会議に参加した企業の当該標準に関係のない特許の許諾までする必要がでるような状況は避けるべきである。</p> <p>規定するのであれば、標準必須特許には、対象となる技術が規格に含まれており規格を使用するために技術的に回避できない<u>技術的必須特許のみ</u>が含まれることを明確にすべきである。</p> <p>標準必須特許と関連特許全てを把握することは困難であり、申告漏れが黙示許諾になる制度があると、企業は標準化に参加しなくなるおそれがある。</p>

以上